

## 第2 殺人事件捜査に対する DNA 情報活用の法整備を求める意見書

### ○ 意見書提出の法的関連条文

犯罪被害者等基本法 第一章「総則」

(基本理念)第3条

すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けとることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)第4条

国は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### 1 意見書提出の背景

殺人事件の被害者支援及び犯罪抑止活動の観点から、最先端の科学捜査活用は基本かつ要諦と考えております。

近年 DNA 情報活用は、犯罪捜査において広く活用されています。DNA 情報には、個人の遺伝情報（民族性・年齢推定・髪及び眼の色・顔の輪郭等の生体情報）がすべて含まれており、それらを調べようとすれば調べられる時代になっています。

海外では、DNA 遺伝情報を法律に基づいて活用して、未解決事件を解決している事例が報道されています（2019年5月5日 NHK ドキュメンタリー「シリーズ人体Ⅱ「遺伝子」報道」）。

しかし日本では、現在運用されている DNA 型鑑定やデータベースについて定めた法律がなく（2013年1月法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」において、DNA 鑑定資料の取扱い及びデータベースに関する法整備の論点審議なされたが意見の対立から頓挫したまま）、国家公安委員会規則及び警察庁通達という内部運用にとどまっております。

### 2 DNA 情報活用の立法化は喫緊の課題

2000年12月30日、東京都世田谷区上祖師谷3丁目において、一家四人が殺害される事件が発生しました。現場には、多くの遺留品と共に、犯人に直結する指紋及びDNAが残されていました。事件から24年、未だ事件解決に至っておりません。

事件後被害者の遺族：宮澤良行さんらが結成した殺人事件被害者遺族の会（宙の会）の尽力もあり、2010年4月27日刑事訴訟法の改正により、公訴時効制度が廃止となりました。よって、解決まで捜査は継続されることとなっています。

近年では、オーストラリア ABC 公共放送（2019年12月29日）及びアメリカ NBC 放送ポットキャスト（2022年10月4日）も安全な都市：東京における未解決事件として取り上げております。

本事件及び他のDNA把握事件解決のため、「殺人事件被害者遺族の会：宙の会」は、DNA情報に関する報道等から、DNA捜査活用に関して、国家公安委員会規則及び警察庁通達の内部運用で推進している現況に対して、海外同様の法制化による運用を求めています。（2022年～同24年に国家公安委員会宛「要望書（DNA捜査に関する法制化）」提出）

昨年（23年）12月18日には、世田谷事件集会において、DNA情報活用の法整備必要性を取り上げた朗読劇を開催したのを受けて、世田谷区議会が本年（24年）3月27日、DNA情報の捜査活用法制化を趣意とする「意見書」を、地方自治法に基づき岸田文雄内閣総理大臣宛提出しました。

海外におけるDNA情報の捜査活用は、下記のように議論高める中で、法律に基づく修正を加えながら、長期未解決事件の解決に導いている例が多くなっています。

#### (1) 【アメリカ】

アメリカは連邦レベルでは1994年に作られたDNA特定法(DNA Identification Act)の改正で連邦捜査局(FBI)によるDNA型データベースの構築・運用が始まった。

この法律を元に「全国DNA検索システム」(NDIS: National DNA Index System)が作られ、その後、行方不明者DNA型などを含んだデータベースなどと一体化した「統合DNA検索システム」(CODIS: Combined DNA index System)となっており、現在2000万件以上の登録がされている。

このデータベースは全米の捜査機関ともつながっている。ただ、DNA型採取や登録などについては州によって判断が分かれており、その都度議論がなされている。

捜査当局だけでなく、被告人の側がデータベースを利用することも可能で、冤罪を晴らすための活動にも使われており、CODISのデータによって釈放された人も多くいる。

(参考) FBIの採取や登録について

<https://le.fbi.gov/science-and-lab/biometrics-and-fingerprints/federal-dnadatabase-unit>

## (2) 【カナダ】

「DNA特定法 (DNA Identification Act)」によってDNAの採取やデータベースの運用が定められており、「全国DNAデータバンク (NDDB : National DNA Data Bank)」には約50万件の登録がされている。

被疑者のDNA型が採取されると、バーコードが割り振られ、個人情報と切り離される。データバンクでDNA型を取り扱う職員は、誰のDNA型を扱っているかを知ることとはできず、逆に捜査当局は被疑者のDNA型についての情報を得ることはできない。

こうしてDNAデータと被疑者のデータを分離することで、プライバシーの保護を図っている。さらに、独立した諮問機関がデータベースの運用が適切に行われているか、監督する体制がある。

(参考) カナダのDNA型データベースの運用について

<https://www.rcmp-grc.gc.ca/en/forensics/use-dna-criminal-investigations>

(参考) プライバシー保護について

<https://www.rcmp-grc.gc.ca/en/forensics/privacy-information>

## (3) 【EU加盟国、イギリスなど】

EU加盟国では国によって運用は違っているが、ほとんどの国でDNA型の採取やデータベースの運用に関する法律がある。

たとえば、ドイツの場合は、法律によってDNA採取の対象は、重大犯罪や累犯に限定しており、データベースへの登録も、裁判所が再犯の可能性を判断した上で個々に判断している。

また、近年では、プライバシーとの両立が厳しく審査されるようになっており、欧州人権裁判所のへの申し立てによって出た判決が、加盟国のDNA型の運用に影響を及ぼしているケースもある。たとえば、欧州のなかでDNA型データベースの規模が大きいとされるイギリス (DNA型を使った捜査が世界で最も早く始まったと言われている) で逮捕・起訴された被疑者について、欧州人権裁判所は、DNA型が登録され、データベースに半永久的に残ることのプライバシー侵害を認める判決を出している。

これは、DNAが含む遺伝子情報についてはまだ未知のことが多く、一度採取したDNA型が、将来的な犯罪捜査についてまで使われる懸念があるため、プライバシー権と両立しながら法改正を行っていく必要がある。

## (4) 【国際刑事警察機構 (ICPO)】

各国の捜査機関のDNA型情報に照会して利用することがあるため、各国に適切な運用を求めている。

DNA型データベースについては、専門家の諮問会議が指針をまとめており、「DNAの採取やデータベースの構築や利用は法律に基づくべきである」としている。

(参考) 各国の運用状況や、データベース運用に関する諮問会議の指針

<https://www.interpol.int/How-we-work/Forensics/DNA>

このように、海外では多くの国がDNA型鑑定及びデータベースについて法律に基づく運用がなされています。加えて、近年では冒頭表記したように、DNA情報（民族性・年齢推定・髪及び眼の色等生体情報）の活用に関する立法化が進み運用されています。

2001年9月11日の同時多発テロを受け、2003年5月開催のG8司法・内閣閣僚会議において、各国がDNA犯罪捜査に対応して情報収集能力を高め、共同で取り組むことが確認されています。

しかし、我が国では、法律に明確な規定を置くことなく、国家公安委員会規則及び警察庁通達という内部運用でDNA型（生体情報とは異なり、個人識別の塩基配列）の限定活用にとどまっています。

上記のように、我が国はDNA情報の活用について、DNA型の限定活用となっております。

かけがえのない命を奪うという殺人事件に関しては、法に基づき罰すべきものは罰するという法秩序確立の観点から、さらに被害者と加害者の究極の個人情報保護の比較衡量観点から、DNA情報活用の法整備は被害者支援及び犯罪抑止の観点から、喫緊の課題と判断致しています。

以上